

令和 6 年度長崎県外国人材検定試験対策補助金交付要項

長崎県中小企業団体中央会

(趣旨)

第 1 条 外国人材の受入促進と適正な受入れに向けた動きが求められる中、外国人材受入事業所等を支援し、県内企業の魅力的な受入体制を整備する取組に要する費用の一部について、長崎県中小企業団体中央会（以下、「本会」という。）は予算の定めるところにより、長崎県外国人材検定試験対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和 40 年長崎県規則第 16 号。以下「規則」という。）、及び長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成 19 年長崎県告示第 299 号。以下「部要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、その他の法令の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 本要項における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「外国人材」とは、外国人技能実習生及び特定技能外国人をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第一の二の表の「技能実習」の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の「特定技能」の在留資格を有する者をいう。
- (4) 「外国人材受入事業所等」とは、本県への外国人材の受入れに関与する監理団体、登録支援機関及び県内企業等をいう。
- (5) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号）第 2 条第 10 項に定める「監理団体」をいう。
- (6) 「登録支援機関」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 27 に定める「登録支援機関」をいう。
- (7) 「県内企業等」とは、県内に所在する事業所において外国人材を雇用する法人又は個人事業者をいう。

(補助対象者)

第 3 条 本事業の補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす県内監理団体、県内登録支援機関、県外の監理団体及び県外の登録支援機関を利用する県内企業等とし、下記要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。

※県内に駐在員事務所を有する場合も対象となります。

- (2) 補助対象経費について、国、市町村等の補助金を重複して申請していないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体・暴力団又は暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (4) 県税、法人税（もしくは所得税）、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。または、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。
- (5) その他補助することが適当でないと認められる事業を行っていないこと。

（補助対象事業、経費、補助率等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）、経費（以下「補助対象経費」という。）等は、別表1のとおりとする。

- 2 県内監理団体及び県内登録支援機関の実施する補助対象事業については、県内企業等に対して実施する事業とする。
- 3 補助金の額は1団体当たり10万円以内かつ補助対象経費の3分の2以内とする。
- 4 算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書（様式第1号）に添付すべき書類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 補助事業者及び受託事業者概要書（様式第3号）
- (3) 収支予算書（様式第4号）
- (4) 県税に未納がないことを証明する納税証明書（各振興局税務部門発行の徴収猶予許可通知書の提出があった税目に関しては、猶予許可通知書の提出）
- (5) 法人税、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書（各税務署発行の納税の猶予許可通知書の提出があった税目に関しては、猶予許可通知書の提出）
- (6) 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第5号）
- (7) その他本会が必要と認める書類

（補助の条件）

第6条 補助金の交付の申請をするにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規程により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規程による地方消費税の

税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 本会は、第5条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は補助金の交付の決定を行い、交付申請者へ通知するものとする。

2 本会は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げのできる期限)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とする。

(補助事業の変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、規則第11条第2項の規定に基づき、あらかじめ変更申請書を本会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業に要する経費区分ごとの配分額の20パーセント以内の金額を変更しようとする場合で補助金額に変更を生じないものについてはこの限りでない。

2 本会は、前項の承認には、必要に応じ条件を附し、又はこれを変更することができる。

3 第1項の申請は、変更承認申請書(様式第6号)によるものとし、添付すべき書類は第5条に規定する書類のうち、内容に変更が生じたものとする。

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業廃止(取下げ)承認申請書(様式第7号)を本会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 本会は、補助事業が中止又は廃止となった場合においては、中止又は廃止までに補助事業の実施に要した経費があったとしても、補助金を交付しない。

(補助事業の実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は補助事業の廃止の承認をうけたときは、規則第13条1項の規定に基づき、実績報告書(様式第8号)を本会に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事業実績書 (様式第 9 号)
 - (2) 収支精算書 (様式第 10 号)
 - (3) その他本会が必要と認める書類
- 3 補助事業者は、第 1 項の実績報告を行うに当たって、補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告を行う期限は、事業の完了した日から 30 日を経過した日又は令和 7 年 2 月 21 日（金）のいずれか早い日とする。なお、期限の末日が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第 43 号）第 1 条に定める県の休日（以下「休日」という。）である場合は、その直前の休日ではない日までを期限とする。
- 5 補助金の交付の申請をした者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れにかかる消費税相当額が確定した場合には、この金額（減額して申請又は報告した場合にあっては、その金額のうち減じて申請又は報告した額を上回る部分の金額）を補助金の額から減額して仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第 11 号）により速やかに本会に報告しなければならない。この場合において、本会は、当該金額の返還を請求するものとする。

（補助金の額の確定）

第 12 条 本会は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を算定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 13 条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第 16 条第 1 項の規定に基づき、補助金交付請求書（様式 12 号）を本会に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第 14 条 補助事業者は、この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（財産の管理）

第 15 条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増した財産（以下「取得財産」という。）については、補助事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第 16 条 本会は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 本会は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、その返還を命ずる。

(雑則)

第 17 条 この要項に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この要項は、令和 6 年度の予算に係る補助事業から適用する。

別表 1

補助対象事業	補助対象経費区分	補助率	補助金の額	補助対象者	その他要件
検定試験で必要となる日本語教育	講師の謝金及び旅費、教材費、会場使用料、受講料、交通費、通信環境整備に要する経費、その他の経費で本会が必要と認める経費	2/3 以内	補助対象経費に補助率を乗じて得た金額（10万円を上限とする）	①県内監理団体 ②県内登録支援機関 ③県外の監理団体及び県外の登録支援機関を利用する県内企業等	補助対象事業のうち「検定試験で必要となる日本語教育」実施における講師とは、以下のいずれかの日本語教師資格を持っている者等をいう。 1.大学の専攻過程を履修 2.日本語教育能力検定試験に合格 3.日本語教師養成機関で420時間養成講座を受講（大卒者対象） 4.登録日本語教員（令和6年4月から）
検定試験で必要となる技能教育					

- ・上表に掲げる経費であっても、交付決定日より前に着手された経費は補助対象となりません。
- ・「通信環境整備に要する経費」とは、講習会をリモート開催するために必要な経費を指し、通信環境整備に係る工事に要する経費などのハード整備や、タブレット端末等の購入費用は含まれません。例）Wi-fiのレンタル・リース契約に係る経費
- ・補助対象者の職員・社員が講師となる場合は、謝金及び旅費の対象とはなりません。

【ご参考】

○長崎県補助金等交付規則

<https://www.pref.nagasaki.jp/shared/uploads/2023/03/1678426069.pdf>